

弟子屈町ふるさとづくり人材育成条例施行規則

平成4年3月24日
弟子屈町規則第7号

改正 平成20年12月19日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、弟子屈町ふるさとづくり人材育成条例（平成4年弟子屈町条例第5号。以下「条例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 人材育成の効果的かつ円滑な推進を図るための人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織等については町長が別に定める。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は条例第3条に定める額を限度とし、委員会に諮り町長が決定するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は本町を出発し本町に到着するまでの旅費及び研修のために必要な費用とし、次の各号に定めるものとする。

- (1) 旅費の算定については、弟子屈町職員の旅費に関する条例（昭和33年弟子屈町条例第1号）及び弟子屈町職員の旅費に関する特例条例（昭和53年弟子屈町条例第3号）の規定に基づき算出する。
- (2) 研修費はガイド料及び通訳料、受講料、その他研修に必要と認められるものとし、研修者の予防接種、旅券の交付及び査証、健康診断書交付等の手数料、疾病又は傷害等の治療費用、旅行傷害保険料等個人の用に必要な経費は除くものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次の書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 推薦書（関係機関団体職域など所属する所属長の推薦）
- (4) 住民票及び履歴書

2 前項の書類のほか、町長は必要と認める書類の提出を求めることができる。

(審査及び補助指令)

第6条 町長は前条の交付申請書に基づき、委員会に諮り審査し、適当と認めるときは補助金の交付を指令する。

(決定内容の変更等)

第7条 交付決定を受けた者は、その事業に変更等が生じた場合は、速やかにその理由を付して別記第2号様式により補助対象事業変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

(事業の完了及び中止)

第8条 補助金を受けた者は事業完了後、速やかに別記第3号様式により事業実績報告書に、次の書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な事項

2 事業を中止した場合は、速やかに別記第3号様式により中止届を町長に提出しなければならない。

(検定及び補助金交付)

第9条 町長は前条の事業実績報告書を受領した時は、当該事業について検定を行うものとする。

2 補助金は、前項の検定を受けた後交付するものとする。

(概算払)

第10条 条例第10条の規定により概算払いを受けようとするときは、別記第4号様式により補助金概算払申請書を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日規則第47号）

この規則は、平成21年1月6日から施行する。

別記第1号様式

（第5条関係）

別記第2号様式

（第7条関係）

別記第3号様式

（第8条関係）

別記第4号様式

（第10条関係）